

防火安心みおつくしマーク表示制度交付基準細則を制定する。

平成23年3月31日

防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱別表第3「避難経路の確保」の項中「2以上の有効な避難経路を確保していること」については、店舗の床面積の合計が200平方メートル以下の建築物であって、次の各号に掲げる基準をすべて満たすものであること

(1) 2以上の避難施設があること

避難施設とは、① 避難階又は地上に通ずる直通階段をいう。

② 避難階にあつては、屋外への出口をいう。

ただし、避難時に有効であると認められる場合には、2以上の避難施設に代えて、1以上の避難施設と消防法上の避難器具又は避難上有効な開口部(避難階に限る。)の組み合わせとすることができる。

(2) 居室の各部分から避難施設のうち直通階段(店舗が避難階にあるときは、屋外への出口)の一に至る歩行距離を30メートル以下としなければならないこと

(3) 居室の各部分から各直通階段(店舗が避難階にある場合は、各屋外への出口)に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、15メートルを超えてはならないこと

附 則

この細則は、平成23年3月31日から施行する。